

令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（新労務単価）および設計業務委託等技術者単価（新技術者単価）に係る特例措置の実施およびインフレスライド条項の運用について

国は、令和 8 年 3 月 1 日以降に契約を行う工事のうち、旧労務単価を適用して、予定価格を積算したものについて、令和 8 年度単価に基づく契約金額に変更するための協議を請求できるよう、特例措置を定めました。

また、東京都においても新労務単価および新技術者単価に基づく契約金額に変更するための協議を請求できる特例措置を定めるとともに、一定の既契約の工事については、インフレスライド条項を適用することとしました。

当区においても、令和 8 年 3 月 1 日以降に行う契約について、新労務単価または新技術者単価の適用に係る特例措置を実施します。

また、一定の既契約の工事については、インフレスライド条項を運用することとしましたので公表します。

1 特例措置の実施について

(1) 特例措置の内容

新労務単価または新技術者単価に基づく契約金額に変更するための協議を区に請求することができる。

(2) 特例措置の対象

令和 8 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事または設計等委託のうち、旧労務単価または旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているもの。

ただし、変更協議が整う以前に支払い手続きが完了したものについては、対象外とする。

※ 設計等委託 建築設計、土木設計、設備設計、測量、地質調査、
工事監理業務

(3) 契約金額の変更

変更後の契約金額については、新たに適用する単価により積算された予定価格に落札率を乗じて算出する。

ア 工事請負契約

変更後の契約金額 = (新労務単価および当初契約時点の物価により積算された予定価格) × 当初契約の落札率

イ 設計等委託契約

変更後の契約金額 = (新技術者単価および当初契約時点の物価により積算された予定価格) × 当初契約の落札率

(4) 請求期限

受注者からの協議請求期限は、契約締結日から2か月以内とする。

(5) 技能労働者の賃金水準引き上げの確認

契約変更協議の際、技能労働者の賃金水準引き上げに関する誓約書の添付を求める。

2 インフレスライド条項の運用について

(1) 適用方法

ア 対象工事

新労務単価の適用日である令和8年3月1日の時点で契約締結済みの工事のうち、基準日以降の残工期が2か月以上あるもの。

※ 設計等委託契約は対象外とする。

イ 請求日

受注者がインフレスライド条項により、区に契約変更の請求を書面で提出した日とする。

ウ 基準日

スライド額算出の基準とする日は、請求日と同じ日とすることを基本とする。ただし、請求日から起算して14日以内で、発注者と受注者が協議して定める日とすることができる。

エ 対象工事の確認時期

発注者及び受注者によるスライドを適用する対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

(2) 請負代金額の変更額（スライド額）の考え方

スライド額は、当該契約に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来高部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。

(3) 技能労働者の賃金水準引き上げの確認

契約変更協議の際、技能労働者の賃金水準引き上げに関する誓約書の添付を求める。

以上

足立区長
近藤 弥生 様

誓 約 書

このたび新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求するにあたり、以下の事項を厳守することを誓約いたします。

記

- 1 自社の技能労働者の賃金水準を引き上げること
- 2 下請企業との間で既に締結している請負契約があれば、その下請企業の技能労働者の賃金水準が引き上げられるよう、請負金額を見直すこと

以上

年 月 日

社 名 :

住 所 :

代表者 :

印